

関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	( )
---	--------------	--------	-----	-----

I 関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書					
資産を関連法人支配関係発生日において有する関連法人名		引継資産となる資産又は保有資産となる資産の別		引継資産・保有資産	
前特定適格組織再編成等の日		・		・	
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	円	円		円	円

II 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

時価純資産価額及び簿価純資産価額等の算定の対象となる関連法人名	1		(1)の法人の関連法人支配関係事業年度の前事業年度等	5	・ ・
特定資産譲渡等損失額の特例に係るみなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の別	2	みなし特定引継資産 ・ みなし特定保有資産	(5)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度等終了の時における時価純資産価額(18の①)－(29の①)	6	円
前特定適格組織再編成等の日	3	・	(5)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度等終了の時における簿価純資産価額(18の②)－(29の②)	7	
関連法人支配関係発生日	4	・			

関連法人支配関係事業年度の前事業年度等終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額

資 産			負 債		
名称等	時 価	帳 簿 価 額	名称等	時 価	帳 簿 価 額
	①	②		①	②
	円	円		円	円
計	18		計	29	

## 別表十四（五）付表三の記載の仕方

### 1 関連法人支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の8第12項（第3号ロに係る部分に限ります。以下同じ。）《特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第15項、第17項若しくは第18項において準用する同条第12項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（令第123条の8第12項の規定又は同条第15項、第17項若しくは第18項において準用する同条第12項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

### 2 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の9《特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の9第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同号に規定する関連法人ごとに記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。